

## 平成 30 年度 都道府県単位保険料率

## 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.25%	滋賀県	9.84%
青森県	9.96%	京都府	10.02%
岩手県	9.84%	大阪府	10.17%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.10%
秋田県	10.13%	奈良県	10.03%
山形県	10.04%	和歌山県	10.08%
福島県	9.79%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.90%	島根県	10.13%
栃木県	9.92%	岡山県	10.15%
群馬県	9.91%	広島県	10.00%
埼玉県	9.85%	山口県	10.18%
千葉県	9.89%	徳島県	10.28%
東京都	9.90%	香川県	10.23%
神奈川県	9.93%	愛媛県	10.10%
新潟県	9.63%	高知県	10.14%
富山県	9.81%	福岡県	10.23%
石川県	10.04%	佐賀県	10.61%
福井県	9.98%	長崎県	10.20%
山梨県	9.96%	熊本県	10.13%
長野県	9.71%	大分県	10.26%
岐阜県	9.91%	宮崎県	9.97%
静岡県	9.77%	鹿児島県	10.11%
愛知県	9.90%	沖縄県	9.93%
三重県	9.90%		

## 2. 適用時期

平成 30 年 3 月分 (任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分) の保険料額から適用。

## 平成30年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（概要）

<p>● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部</p>	24支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き上げとなる支部</li> <li>・引き下げとなる支部</li> <li>・変更がない支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(18支部中 3支部)</li> <li>(24支部中 17支部)</li> <li>( 5支部中 4支部)</li> </ul>
<p>● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部</p>	15支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き上げとなる支部</li> <li>・引き下げとなる支部</li> <li>・変更がない支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(18支部中 10支部)</li> <li>(24支部中 4支部)</li> <li>( 5支部中 1支部)</li> </ul>
<p>● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部</p>	6支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き上げとなる支部</li> <li>・引き下げとなる支部</li> <li>・変更がない支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(18支部中 5支部)</li> <li>(24支部中 1支部)</li> <li>( 5支部中 0支部)</li> </ul>
<p>● 当該支部の保険料率について記載はないが、平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を7.2/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部</p>	2支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き上げとなる支部</li> <li>・引き下げとなる支部</li> <li>・変更がない支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(18支部中 0支部)</li> <li>(24支部中 2支部)</li> <li>( 5支部中 0支部)</li> </ul>

支部名	支部長意見	評議会意見
香川	<p>10.23% (10.24%)</p> <p>◆意見</p> <p>1. 都道府県単位保険料率について 平均保険料率10%を維持するのがよいと考えます。 [理由] 現在は準備金が1兆8千億円強まで積み上がっている状況にある とはいえ、医療費の増高が総報酬額の伸びを上回る構造に変わりはなく、 高齢者医療への拠出金が増大するリスクも高いことなどから、近い 将来に保険料を値上げせざるを得なくなることが想定されます。このこ とから、中長期的な観点に立って平均保険料率10%を維持するととも に、協会の財政基盤の脆弱性について十分説明を行い、現行の国庫補助 率を継続していただけるよう努めることが必要です。</p> <p>2. 激変緩和措置について 予定通り、10分の5.8から10分の7.2に変更するのがよいと考えます。 [理由] 全国一律から都道府県毎の一人当たり医療費を反映した保険料率 に変更するとの方針に則り、現行の期限(平成31年度末)に向け計画 的に解消を進めるのが適当と考えます。</p> <p>3. 保険料率の変更時期について 平成30年4月納付分からで問題ないと考えます。</p>	<p>◇意見</p> <p>香川支部評議会(平成30年1月16日開催)の意見</p> <p>○都道府県単位保険料率について 香川支部評議会は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤 字構造は解消されていないことや、団塊の世代が後期高齢者になる2025年 を見据えると、準備金が積み上がったとしても、中長期的な考えで平均保 険料率は10%を維持するという案のとおりでよいと考えます。</p>

## 厚生労働省告示第 16 号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 63 号）附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 22 年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成 30 年 1 月 26 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第 6 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成 22 年度以降調整基礎率

平成 30 年度に適用されるべき平成 22 年度以降調整基礎率は、同年度における最高第 1 号都道府県単位保険料率から同年度における第 1 号平均保険料率を控除した率に 7.2 を乗じて得た率を 10 で除して得た率とする。

# 平成30年度都道府県単位保険料率に 係る参考資料

# 平成30年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成28年度の実績データを集計したものに、全国計における平成30年度の見込み値の平成28年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成28年度の実績データを集計したもののから、東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び福島支部の波及増分に係る額)を控除したうえで、全国計における平成30年度の見込み値との比率を乗じて算出。
  - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費等)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「法第160条第3項第2号経費」、「同第3号経費」、「特別計上分経費」、「平成28年度の都道府県支部別の収支差」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成30年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	394,410	19,827	21,322	21,756	23,324	26,029	27,467	30,994	34,414	39,687	35,649	30,211	28,997	27,693	19,533	7,509
1 北 海 道	18,515	817	889	951	1,039	1,127	1,157	1,338	1,560	1,836	1,691	1,528	1,524	1,565	1,124	370
2 青 森	4,613	205	229	260	297	286	272	341	391	438	413	395	407	364	226	90
3 岩 手	4,375	199	226	246	272	273	266	322	365	402	371	356	387	371	229	90
4 宮 城	7,614	371	399	406	439	483	525	625	692	723	625	559	604	607	411	145
5 秋 田	3,508	146	170	184	205	197	196	255	298	314	290	292	341	328	208	84
6 山 形	4,163	198	220	236	259	259	266	318	357	369	338	330	375	344	211	84
7 福 島	6,918	333	362	392	439	476	473	535	586	622	554	536	589	551	342	128
8 茨 城	6,918	337	370	390	423	465	473	551	612	694	631	521	514	491	317	131
9 栃 木	5,354	259	292	304	312	343	370	431	481	544	471	388	400	390	264	106
10 群 馬	6,282	300	345	368	392	413	408	467	537	644	582	468	450	452	320	136
11 埼 玉	12,953	607	690	735	782	850	852	952	1,112	1,393	1,320	1,023	895	848	622	271
12 千 葉	9,041	433	474	493	523	582	606	686	775	946	888	695	626	625	481	208
13 東 京	45,187	2,130	2,117	2,047	2,165	3,040	3,725	4,060	4,296	4,718	4,261	3,504	3,064	3,032	2,202	825
14 神 奈 川	15,233	722	792	817	856	940	1,015	1,163	1,352	1,646	1,557	1,232	1,045	1,002	772	322
15 新 潟	8,572	416	457	478	536	551	541	635	732	821	747	672	701	674	437	173
16 富 山	4,314	203	231	255	268	270	262	306	367	464	400	329	320	318	237	84
17 石 川	4,616	235	257	267	287	302	306	344	390	486	412	341	337	324	242	88
18 福 井	3,054	152	172	177	195	203	200	224	250	296	260	232	239	224	165	64
19 山 梨	2,593	127	138	150	164	176	168	187	210	249	240	210	197	189	131	59
20 長 野	6,727	335	374	396	422	439	427	486	566	675	613	520	511	488	334	141
21 岐 阜	7,742	391	445	474	509	515	493	556	641	782	722	610	571	519	363	152
22 静 岡	10,398	503	569	588	626	669	686	778	881	1,048	960	812	783	737	537	221
23 愛 知	24,863	1,282	1,389	1,396	1,513	1,793	1,849	1,989	2,178	2,608	2,346	1,897	1,655	1,487	1,038	442
24 三 重	5,229	258	287	295	326	369	361	398	439	517	478	418	395	345	243	100
25 滋 賀	3,627	195	210	214	221	244	256	283	316	365	315	266	256	244	175	68
26 京 都	9,120	465	494	496	528	617	672	723	812	951	838	690	609	571	466	187
27 大 阪	33,849	1,763	1,858	1,866	2,009	2,339	2,537	2,730	3,003	3,586	3,217	2,559	2,167	1,996	1,571	649
28 兵 庫	15,261	779	841	855	929	1,018	1,063	1,182	1,305	1,573	1,407	1,183	1,085	1,019	739	282
29 奈 良	3,282	170	187	191	200	216	225	251	281	330	296	248	227	219	170	72
30 和 歌 山	3,065	149	168	180	205	203	197	221	247	309	299	257	230	197	142	59
31 鳥 取	2,136	112	118	123	132	134	140	166	184	200	170	161	177	173	109	37
32 島 根	2,664	139	150	156	167	167	164	194	221	249	211	195	221	220	156	53
33 岡 山	7,493	397	424	437	464	516	541	598	641	758	648	536	531	495	365	142
34 広 島	11,111	576	630	630	673	742	765	842	947	1,152	1,000	813	807	784	551	198
35 山 口	4,532	217	247	255	279	283	271	329	378	450	401	336	360	370	269	87
36 徳 島	2,798	143	149	152	162	180	194	228	249	272	234	208	210	210	150	57
37 香 川	4,024	209	228	234	248	258	266	306	354	413	346	288	296	290	214	77
38 愛 媛	5,501	289	314	316	341	360	377	435	478	545	468	416	428	386	257	91
39 高 知	2,670	132	143	154	167	165	161	197	233	277	233	204	209	197	142	56
40 福 岡	19,361	1,093	1,124	1,080	1,130	1,270	1,377	1,597	1,746	1,897	1,622	1,369	1,397	1,363	964	333
41 佐 賀	3,106	171	186	186	201	204	202	240	255	269	240	228	249	249	167	59
42 長 崎	4,786	257	271	276	304	305	304	357	386	426	394	381	423	386	238	79
43 熊 本	6,515	366	383	375	389	421	456	533	560	580	516	492	535	507	296	105
44 大 分	4,418	226	251	254	275	281	280	331	373	419	367	329	356	348	242	87
45 宮 崎	4,148	240	259	252	263	259	261	321	354	379	324	306	345	329	196	63
46 鹿 児 島	6,368	380	393	382	391	404	432	512	539	536	484	480	552	511	285	85
47 沖 縄	5,792	398	402	386	398	419	430	474	483	518	450	398	396	356	212	72

・各支部の年齢階級別加入者数の平成28年度実績に、全国計の加入者数の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別 医療給付費(平成30年度見込み)

(百万円)

1	北海道	246,841	25	滋賀	41,615
2	青森	56,022	26	京都	108,581
3	岩手	52,201	27	大阪	413,647
4	宮城	93,447	28	兵庫	185,892
5	秋田	46,385	29	奈良	39,798
6	山形	51,370	30	和歌山	37,019
7	福島	79,736	31	鳥取	25,662
8	茨城	79,357	32	島根	34,004
9	栃木	62,548	33	岡山	92,377
10	群馬	73,792	34	広島	133,399
11	埼玉	147,899	35	山口	58,462
12	千葉	105,976	36	徳島	36,364
13	東京	517,495	37	香川	51,478
14	神奈川	179,759	38	愛媛	66,735
15	新潟	95,591	39	高知	33,724
16	富山	49,256	40	福岡	244,473
17	石川	55,957	41	佐賀	43,016
18	福井	36,956	42	長崎	61,095
19	山梨	31,173	43	熊本	79,581
20	長野	75,233	44	大分	56,950
21	岐阜	90,113	45	宮崎	49,586
22	静岡	118,269	46	鹿児島	78,120
23	愛知	280,025	47	沖縄	64,766
24	三重	60,116		全国計	4,721,865

- ・ 各支部の医療給付費の平成28年度実績から東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。



○ 年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費(平成30年度見込み)

(円)

計	119,720
0～4歳	178,521
5～9	89,551
10～14	68,424
15～19	54,112
20～24	50,950
25～29	62,990
30～34	72,147
35～39	78,342
40～44	86,717
45～49	105,637
50～54	136,184
55～59	171,240
60～64	215,802
65～69	281,177
70～74	436,176

- ・平成28年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び熊本地震に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の平成30年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成30年度見込み)

(百万円)

1	北海道	3,998,497	25	滋賀	824,633
2	青森	906,616	26	京都	2,151,011
3	岩手	905,456	27	大阪	8,096,306
4	宮城	1,680,618	28	兵庫	3,553,284
5	秋田	690,847	29	奈良	704,850
6	山形	880,230	30	和歌山	650,244
7	福島	1,553,812	31	鳥取	434,551
8	茨城	1,636,444	32	島根	555,290
9	栃木	1,240,639	33	岡山	1,681,209
10	群馬	1,434,412	34	広島	2,530,870
11	埼玉	3,120,736	35	山口	1,024,580
12	千葉	2,178,363	36	徳島	602,966
13	東京	12,241,335	37	香川	888,320
14	神奈川	3,900,320	38	愛媛	1,165,030
15	新潟	1,870,333	39	高知	571,072
16	富山	1,033,802	40	福岡	4,245,669
17	石川	1,073,318	41	佐賀	625,289
18	福井	703,029	42	長崎	972,861
19	山梨	582,606	43	熊本	1,329,147
20	長野	1,505,885	44	大分	909,504
21	岐阜	1,779,621	45	宮崎	823,688
22	静岡	2,483,532	46	鹿児島	1,261,545
23	愛知	6,167,770	47	沖縄	1,007,013
24	三重	1,224,068		全国計	91,401,222

・平成28年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成30年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成30年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	4,721,865
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	417,820
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,300,778
・前期高齢者納付金	1,306,927
・後期高齢者支援金	1,953,357
・退職者給付拠出金	40,481
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	135,832
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,058
・貸付金	183
・雑支出	54,096
・準備金積立て	451,118
*事務経費・雑支出(国)	31,293
合 計	9,162,043

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,140,122
その他収入	
・貸付金返済収入	183
・雑収入	18,328
*日雇特例被保険者保険料収入	2,271
*雑収入等(国)	1,280
合 計	9,162,184

(注) ・ \*については、国の予算において計上されるもの。

- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、第3号経費の協会業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

## 共通料率等

共通料率(A + B - C)	4.83 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.07 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.79 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.17 %
計	10.00 %

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には、支部ごとの特別計上分は含まれていない。

## 平成28年度の都道府県支部別の収支差

- 平成30年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	885	25	滋賀	344
2	青森	102	26	京都	▲393
3	岩手	6	27	大阪	▲412
4	宮城	▲436	28	兵庫	▲98
5	秋田	55	29	奈良	▲38
6	山形	▲306	30	和歌山	▲116
7	福島	277	31	鳥取	▲33
8	茨城	▲403	32	島根	▲96
9	栃木	▲202	33	岡山	147
10	群馬	▲126	34	広島	767
11	埼玉	▲57	35	山口	▲97
12	千葉	▲292	36	徳島	▲24
13	東京	768	37	香川	108
14	神奈川	146	38	愛媛	▲65
15	新潟	313	39	高知	29
16	富山	▲272	40	福岡	423
17	石川	▲104	41	佐賀	▲231
18	福井	▲53	42	長崎	15
19	山梨	▲75	43	熊本	▲684
20	長野	▲156	44	大分	▲380
21	岐阜	69	45	宮崎	▲31
22	静岡	165	46	鹿児島	▲8
23	愛知	670	47	沖縄	▲1
24	三重	▲105		全国計	0

平成30年度 業務経費に係る特別計上分経費

(単位:千円)

	その他の保健事業	医療費適正化対策	広報・意見発信 および その他の支部 独自のサービス 向上のための取組み	計
01北海道	0	0	0	0
02青森	0	0	0	0
03岩手	706	1,349	0	2,055
04宮城	0	2,999	0	2,999
05秋田	0	0	2,191	2,191
06山形	0	0	0	0
07福島	0	251	7,836	8,087
08茨城	0	0	0	0
09栃木	0	0	0	0
10群馬	0	0	0	0
11埼玉	0	0	0	0
12千葉	0	0	964	964
13東京	0	500	30,596	31,096
14神奈川	0	0	0	0
15新潟	1,106	134	2,331	3,571
16富山	0	0	0	0
17石川	0	0	0	0
18福井	0	0	1,415	1,415
19山梨	0	1,020	1,213	2,233
20長野	0	1,715	0	1,715
21岐阜	0	0	0	0
22静岡	0	7,061	2,700	9,761
23愛知	0	668	8,046	8,714
24三重	0	0	0	0

(単位:千円)

	その他の保健事業	医療費適正化対策	広報・意見発信 および その他の支部 独自のサービス 向上のための取組み	計
25滋賀	1,109	4,127	0	5,236
26京都	0	0	0	0
27大阪	0	3,301	13,301	16,602
28兵庫	0	4,426	0	4,426
29奈良	0	0	0	0
30和歌山	0	502	0	502
31鳥取	8,442	0	4,453	12,895
32島根	0	0	0	0
33岡山	0	2,244	972	3,216
34広島	0	15,355	1,907	17,262
35山口	0	0	0	0
36徳島	0	0	0	0
37香川	0	0	0	0
38愛媛	0	0	0	0
39高知	0	0	0	0
40福岡	0	0	0	0
41佐賀	0	0	0	0
42長崎	0	0	0	0
43熊本	0	0	0	0
44大分	0	0	0	0
45宮崎	0	505	988	1,493
46鹿児島	0	5,000	0	5,000
47沖縄	0	0	0	0
合計	11,363	51,157	78,913	141,433

平成30年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.83)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (c+a)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.17	—	—	5.17	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.17	▲ 0.25	▲ 0.38	5.54	10.38	10.27	10.25
2 青 森	6.18	▲ 0.13	▲ 0.92	5.12	9.96	9.97	9.96
3 岩 手	5.77	▲ 0.20	▲ 0.62	4.94	9.78	9.84	9.84
4 宮 城	5.56	▲ 0.10	▲ 0.26	5.20	10.04	10.03	10.05
5 秋 田	6.71	▲ 0.45	▲ 0.91	5.35	10.19	10.13	10.13
6 山 形	5.84	▲ 0.17	▲ 0.50	5.17	10.01	10.01	10.04
7 福 島	5.13	▲ 0.06	▲ 0.16	4.90	9.74	9.81	9.79
8 茨 城	4.85	0.04	0.10	4.99	9.83	9.87	9.90
9 栃 木	5.04	▲ 0.01	0.00	5.03	9.86	9.90	9.92
10 群 馬	5.14	▲ 0.04	▲ 0.08	5.02	9.86	9.90	9.91
11 埼 玉	4.74	0.02	0.20	4.96	9.79	9.85	9.85
12 千 葉	4.86	▲ 0.07	0.20	4.99	9.82	9.87	9.89
13 東 京	4.23	0.06	0.75	5.03	9.86	9.90	9.90
14 神 奈 川	4.61	▲ 0.02	0.49	5.08	9.91	9.94	9.93
15 新 潟	5.11	▲ 0.12	▲ 0.32	4.68	9.51	9.65	9.63
16 富 山	4.76	▲ 0.07	0.17	4.86	9.69	9.78	9.81
17 石 川	5.21	▲ 0.02	0.02	5.21	10.04	10.03	10.04
18 福 井	5.26	▲ 0.10	▲ 0.04	5.12	9.96	9.97	9.98
19 山 梨	5.35	▲ 0.09	▲ 0.16	5.09	9.93	9.95	9.96
20 長 野	5.00	▲ 0.06	▲ 0.18	4.75	9.59	9.70	9.71
21 岐 阜	5.06	0.03	▲ 0.04	5.05	9.88	9.91	9.91
22 静 岡	4.76	▲ 0.06	0.15	4.85	9.68	9.77	9.77
23 愛 知	4.54	0.17	0.34	5.05	9.88	9.91	9.90
24 三 重	4.91	0.05	0.05	5.01	9.84	9.89	9.90
25 滋 賀	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	9.83	9.88	9.84
26 京 都	5.05	0.03	0.09	5.17	10.01	10.00	10.02
27 大 阪	5.11	0.12	0.16	5.39	10.22	10.16	10.17
28 兵 庫	5.23	0.04	0.02	5.30	10.13	10.09	10.10
29 奈 良	5.65	▲ 0.03	▲ 0.41	5.20	10.04	10.03	10.03
30 和 歌 山	5.69	0.04	▲ 0.48	5.26	10.09	10.07	10.08
31 鳥 取	5.91	▲ 0.09	▲ 0.72	5.09	9.93	9.95	9.96
32 島 根	6.12	▲ 0.22	▲ 0.58	5.33	10.16	10.12	10.13
33 岡 山	5.49	0.06	▲ 0.17	5.38	10.22	10.16	10.15
34 広 島	5.27	0.02	▲ 0.09	5.20	10.04	10.03	10.00
35 山 口	5.71	▲ 0.17	▲ 0.13	5.40	10.24	10.17	10.18
36 徳 島	6.03	▲ 0.09	▲ 0.39	5.55	10.39	10.28	10.28
37 香 川	5.80	▲ 0.04	▲ 0.26	5.50	10.33	10.24	10.23
38 愛 媛	5.73	0.05	▲ 0.49	5.29	10.13	10.09	10.10
39 高 知	5.91	▲ 0.11	▲ 0.43	5.37	10.20	10.14	10.14
40 福 岡	5.76	0.03	▲ 0.29	5.49	10.33	10.24	10.23
41 佐 賀	6.88	▲ 0.13	▲ 0.78	5.97	10.80	10.58	10.61
42 長 崎	6.28	▲ 0.11	▲ 0.72	5.45	10.28	10.20	10.20
43 熊 本	5.99	▲ 0.01	▲ 0.70	5.28	10.11	10.08	10.13
44 大 分	6.26	▲ 0.14	▲ 0.65	5.47	10.30	10.22	10.26
45 宮 崎	6.02	▲ 0.03	▲ 0.86	5.12	9.96	9.97	9.97
46 鹿 児 島	6.19	▲ 0.00	▲ 0.88	5.31	10.15	10.11	10.11
47 沖 縄	6.43	0.35	▲ 1.72	5.07	9.90	9.93	9.93

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.61%)、保健事業費等(0.79%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.83%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の7.2となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.83%を加算したものである。

・保険料率(c+a)は、保険料率(c)には含まれていない、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

# 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

## 保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。



## 激変緩和率による保険料率の調整

### ◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則(抄)

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

### ◎健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第63号)附則(抄)

第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

## 定款変更に関する法律上の手続

### ◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

### ◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

# 平成30年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- ・ 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- ・ 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。
  - ・ 特定保険料率 = 
$$\frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$$
  - ・ 基本保険料率 = 都道府県単位保険料率 - 特定保険料率

現 行

9.69 ~ 10.47%

特定保険料率  $\left( \begin{array}{c} 3.73\% \\ 5.96\sim 6.74\% \end{array} \right)$   
 基本保険料率



平成30年3月賦課分～  
(平成30年4月納付分～)

9.63 ~ 10.61%

$\left( \begin{array}{c} 3.61\% \\ 6.02\sim 7.00\% \end{array} \right)$

※任意継続被保険者にあつては、平成30年4月分～

## 平成30年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

$$\text{保険料額(日額)} = \text{標準賃金日額} \times (\text{平均保険料率} + \text{介護保険料率}) \times (1 + 0.31) \quad \text{※健康保険法第168条}$$

○平均保険料率は平成29年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、平成30年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.57%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額	標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	440円	170円	270円	第1級	440円	170円	270円
第2級	660円	255円	405円	第2級	650円	250円	400円
第3級	860円	330円	530円	第3級	860円	330円	530円
第4級	1,100円	420円	680円	第4級	1,090円	415円	675円
第5級	1,320円	505円	815円	第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,630円	625円	1,005円	第6級	1,620円	620円	1,000円
第7級	2,010円	770円	1,240円	第7級	2,000円	765円	1,235円
第8級	2,390円	915円	1,475円	第8級	2,380円	910円	1,470円
第9級	2,770円	1,060円	1,710円	第9級	2,760円	1,055円	1,705円
第10級	3,230円	1,235円	1,995円	第10級	3,210円	1,225円	1,985円
第11級	3,770円	1,440円	2,330円	第11級	3,740円	1,430円	2,310円

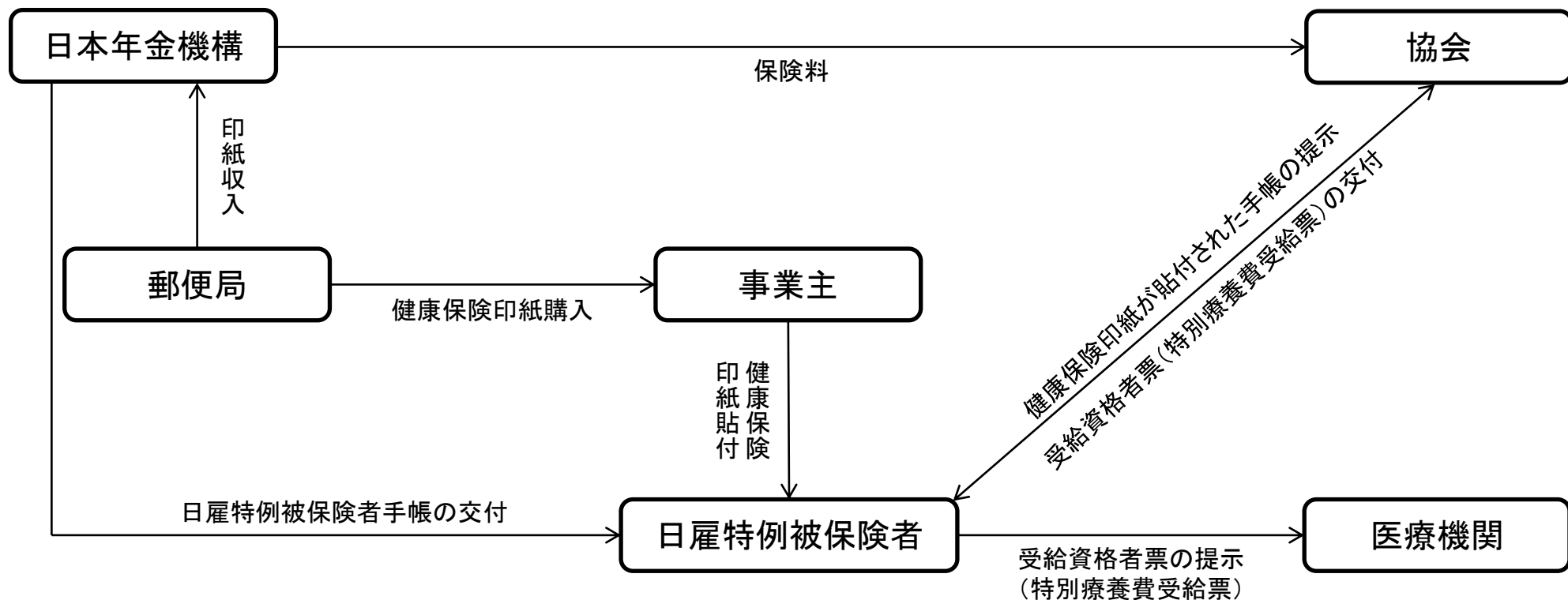
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

## 《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、平成29年9月現在、約1.2万人)



### 【参考】

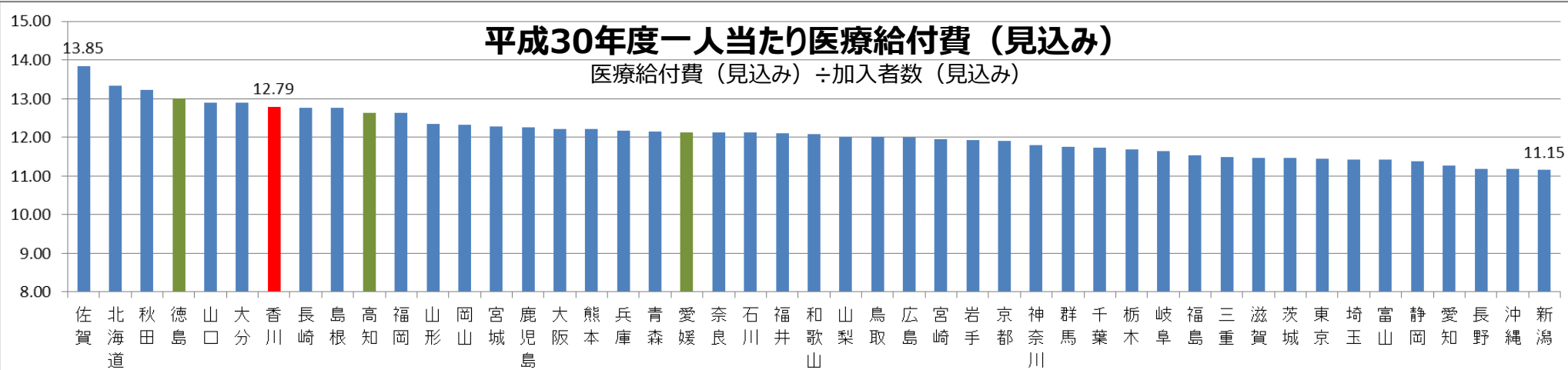
2カ月間に通算して26日以上保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日以上保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)

# 香川支部作成 参考資料

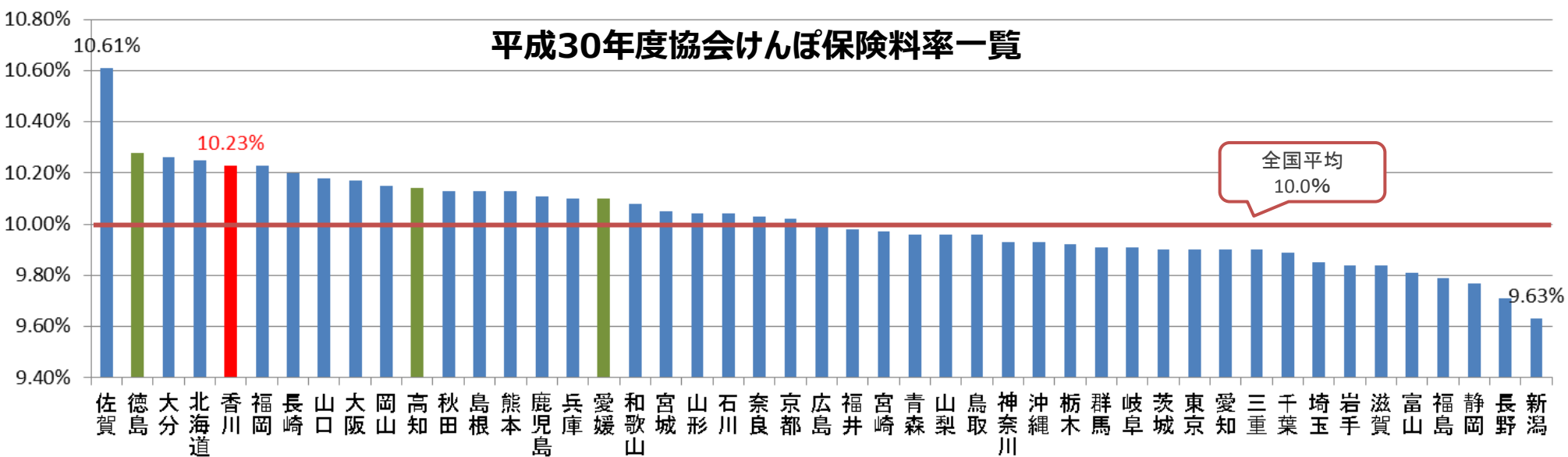
(万円)

### 平成30年度一人当たり医療給付費（見込み）

医療給付費（見込み）÷加入者数（見込み）



### 平成30年度協会けんぽ保険料率一覧



## 介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%(4月納付分から変更)とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 3,386円 (69,853円 → 66,467円) の負担減

〔月額〕 282円 ( 5,821円 → 5,539円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は30年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。



## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58%
	国庫補助等	1,557	1,174	879	29年度保険料率： 1.65%
	その他	0	0	0	30年度保険料率： 1.57%
	計	9,434	9,856	9,540	納付金対前年度比 ⇒ ▲129
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 平成30年度の船員保険に関する保険料率について

	一般保険料率	疾病保険料率	特定保険料率	基本保険料率	災害保険福祉保険料率	介護保険料率
一般被保険者	10.65%	9.60%	2.84%	6.76%	1.05%	1.61%
疾病任意継続被保険者	9.93%	9.60%	2.84%	6.76%	0.33%	1.61%
後期高齢者医療の被保険者等である被保険者	0.88%	-	-	-	0.88%	-
独立行政法人等職員被保険者	0.33%	-	-	-	0.33%	-

◇ 平成30年3月分（疾病任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

一般被保険者			
介護保険第2号被保険者に該当しない		介護保険第2号被保険者に該当	
10.65%		12.26%	
船舶所有者負担率	被保険者負担率	船舶所有者負担率	被保険者負担率
6.10%	4.55%	6.905%	5.355%

疾病任意継続被保険者	
介護保険第2号被保険者に該当しない	介護保険第2号被保険者に該当
9.93%	11.54%

※ 船員保険法附則第9条の規定により疾病保険料率（被保険者負担率）から0.50%を控除

# 船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(単位:百万円)

		28年度 (決算)	29年度 (29年12月時点での見直し)	30年度 (29年12月時点での見込み)	備考	
収 入	保 険 料 収 入	30,291	30,836	31,245	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)	
	国 庫 補 助 等	2,941	2,941	2,941		
	雑 収 入 等	218	53	54		
	準 備 金 戻 入	1,577	1,603	1,624		被保険者負担軽減分:0.5%
	計	35,028	35,433	35,864		
支 出	保 険 給 付 費	20,518	20,524	20,693	【平成30年度基礎係数】 被保険者数 57,115人(▲0.3%) 加入者数 119,685人(▲1.5%) 平均標準報酬月額 424,852円(1.6%) 加入者1人当たり医療給付費 147,695円(2.2%) 注:( )内は対前年度比	
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,182	3,059	3,104		
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,301	6,688	6,884		
	老 人 保 健 拠 出 金	0	0	0		
	退 職 者 給 付 拠 出 金	434	402	140		
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0		
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	60	86	92		
	レ セ プ ト 業 務 経 費	15	17	20		
	そ の 他 業 務 経 費	15	37	39		
	一 般 管 理 費	427	616	588		
	雑 支 出 等	118	95	103		
計	31,070	31,525	31,663			
単 年 度 収 支 差	3,958	3,908	4,201			
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の た め の 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差	2,380	2,306	2,577			
準 備 金 残 高	26,644	28,949	31,526			
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分	11,802	10,199	8,575			
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く	14,842	18,750	22,951			

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 30年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、30年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

## 船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

		28年度 (決算)	29年度 (29年12月時点での見直し)	30年度 (29年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 險 料 収 入	3,260	3,327	3,372	災害保健福祉保険料率: 1.05%
	国 庫 補 助	59	37	9	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	186	280	168	
	雑 収 入 等	145	25	25	
	計	3,650	3,669	3,574	
支 出	保 險 給 付 費	2,008	2,032	1,990	【平成30年度基礎係数】 被保険者数 58,397人(▲0.3%) 平均標準報酬月額 424,852円(1.6%) 注:( )内は対前年度比
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	25	33	36	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	2	
	保 健 事 業 経 費	544	683	921	
	福 祉 事 業 経 費	401	539	539	
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	9	
	一 般 管 理 費	328	675	598	
	雑 支 出 等	10	8	10	
計	3,326	3,985	4,106		
単 年 度 収 支 差		324	▲ 316	▲ 532	
準 備 金 残 高		18,089	17,773	17,241	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 30年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、30年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

# 平成30年度都道府県単位保険料率

平成30年3月16日

# 目次

- 平成30年度都道府県単位保険料率 P 1～ 4
- 参考資料 P 5～21
- 香川支部作成 参考資料 P22～23
  
- 平成30年度介護保険の保険料率 P24～25
  
- 平成30年度船員保険の保険料率 P26～28